

社会福祉法人音更町柏寿協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成4年3月24日制定

改正 平成17年 3月24日

平成17年11月30日

平成21年 3月23日

平成24年 5月28日

平成25年 3月25日

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等（常務理事を除く。）が会議等の招集に応じ、若しくは、監査又は監査等の立会その他に出席する場合は、1日当り4,000円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が前条による会議その他に出席する場合、又は公務により旅行する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 役員等に支給する旅費の額は、社会福祉法人音更町柏寿協会職員旅費規程（以下「職員旅費規程」という。）別表のとおりとする。ただし、前条による報酬を支給する場合は日当は支給しない。
- 3 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については、別に定める職員旅費規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人音更町柏寿協会評議員の費用弁償に関する規程（昭和57年5月28日制定）は廃止する。

附 則（平成17年3月24日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

